

主 文

監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月からY県Z市所在のA工務店において建築大工として、平成○年○月まで就労していた。

被災者は、平成○年○月実施の定期健康診断のX線検査において肺に異常陰影を発見され、その後、胸部に違和感を覚えたため、平成○年○月○日にBクリニックを受診し検査を受け、同年○月に「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断されて加療されていたが、同年○月○日からは、C病院に転医し加療を継続していた。

被災者は、建築大工として長年にわたり石綿を取り扱う業務に従事したため、本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

被災者は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これを棄却したので、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、被災者は平成○年○月○日に「肺がん、多発性骨転移」により死亡したため、請求人が同日、手続を受継した。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の主治医であるE医師は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者の疾病は「原発性肺がん」とであると確定診断をしており、また、平成○年○月○日付け石綿確定診断委員会意見書も同疾病であると認めるとの所見を示していることから、当審査会としては、厚生労働省労働基準局長通達「石綿による疾病の認定基準」(平成日24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)に規定する「石綿との関連が明らかな疾病」とであると認め、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) まず、被災者の通算石綿ばく露期間については、被災者の申述及び被災者が勤務していた工務店のFの申述に鑑み、給付実地調査復命書が算定結果として掲げている「50年7か月」とであると判断する。

したがって、被災者は、最初の石綿ばく露作業を開始してから10年以上の従事期間があることとなり、また、被災者に発症した本件疾病は原発性肺がんであることから、認定要件である第2の2の(1)ないし(6)のいずれかに該当すれば、業務上の疾病として取り扱うことになる。

ア 認定要件(1)の石綿肺の所見が得られていること

石綿肺についてはG医師が平成○年○月○日付け意見書において所見あり(両側背側の繊維性変化)としているが、他の医師は、これを認めていない。この点、被災者の病理解剖を行ったH病院のD医師は、「呼吸細気管支周囲に軽度の繊維化あり石綿肺GRADE1の所見と合致した。」とその部位及び程

度について具体的に述べていることに鑑み、当審査会としては、石綿肺の所見があったと考えることが妥当であり、認定要件（１）を満たしているものであると判断する。

イ 認定要件の（３）の石綿小体・石綿繊維について

E医師は、平成〇年〇月〇日付意見書において、気管支鏡での洗浄及びごく小さい検体での検査では石綿小体・石綿繊維は見あたらなかったとしており、また、C病院では手術をしていないため、検体の存在は認められていない。

しかしながら、被災者の解剖を行ったD医師によると、「両側上葉肺にアスピスト小体を認めた」との所見がその画像とともに示されており、当審査会は、当該所見の信憑性は高いと判断することから、認定要件の（３）の「肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維」の要件を満たしているものであると判断する。

ウ 認定要件の（４）の胸膜プラークについて

E医師は、上記意見書において、「両側背側～側胸部中心にプラークを認める。」とし、G医師も上記意見書において、「両側背側に軽度散在」としているのに対し、I医師及び石綿確定診断委員会は、胸膜プラークは認められないとしており、一致した見解が得られていない。この点、D医師は、剖検診断において、肉眼的に右壁側胸膜にプラークを認め、組織学的に硝子化した繊維組織の増生を認めることから、肺がんの転移像ではなくプラークであるとしている。当審査会としては、胸部X線写真、CT画像において、E医師及びG医師が胸膜プラークを認めていること、D医師の解剖所見で胸膜プラークがあることが確認されていることから、胸膜プラークは存在していたと判断し、認定要件の（４）の要件も満たしているものと判断する。

(3) 以上のことから、当審査会は、被災者に発症した本件疾病は、認定基準に定める認定要件を満たしているものであり、業務上の事由によるものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

よって主文のとおり裁決する。